

適正規模の考え方

■適正規模に関わる法令等の位置付け

○学校教育法施行規則

- ・小・中・義務教育学校の「学級数の標準」が以下のとおり示されている。

第41条 小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする
第79条 第41条（中略）の規定は、中学校に準用する
第79条の3 義務教育学校の学級数は、18学級以上27学級以下を標準とする

※なお、「地域の実態その他により特別の事情があるときは、この限りでない」との留意点を加えられている。

○義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令

- ・国庫負担を受ける際の「適正な規模の条件」が以下のように示されている。

第4条第1項第1号 学級数が、小学校及び中学校にあってはおおむね12学級から18学級まで、義務教育学校にあってはおおむね18学級から27学級までであること

○公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引（平成27年1月27日）

- ・望ましい学級数の考え方について、以下のように記述されている。

○小学校では、まず複式学級を解消するためには少なくとも1学年1学級以上（6学級以上）であることが必要となります。また、全学年でクラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置するためには1学年2学級以上（12学級以上）あることが望ましいものと考えられます。

○中学校についても、全学年でクラス替えを可能としたり、学級を超えた集団編成を可能としたり、同学年に複数教員を配置するためには、少なくとも1学年2学級以上（6学級以上）が必要となります。また、免許外指導をなくしたり、全ての授業で教科担任による学習指導を行ったりするためには、少なくとも9学級以上を確保することが望ましいものと考えられます。

※また、「学校規模の適正化の検討に当たっては、学級数と併せて学級における児童生徒数や学校全体の児童生徒数も考慮する必要があります」との記述がある。